

1 日常的な学校の防災活動

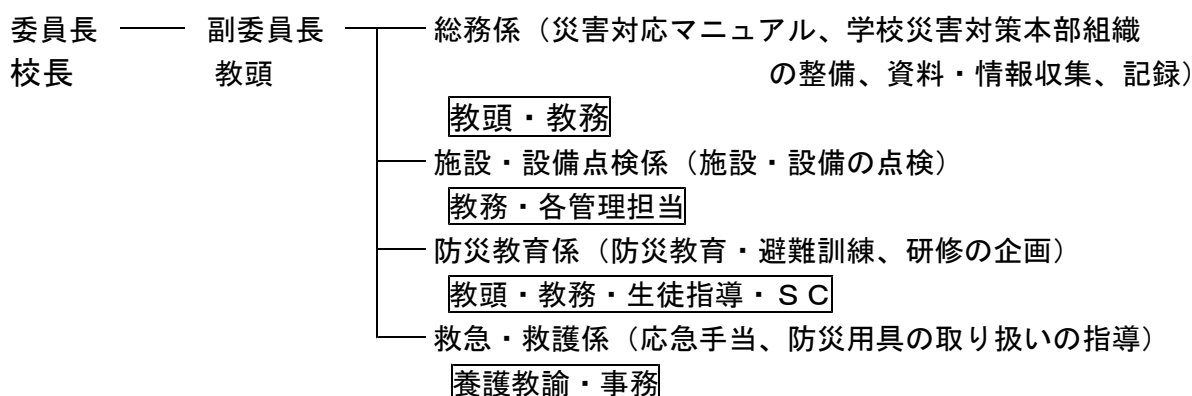
日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図るため、各学校の防災計画に次の事項について定める。

(1) 平常時における学校防災委員会とその役割

○ 学校防災委員会の設置

- 適切な安全指導及び施設・設備の管理を行う。
- 学校の防災体制の推進に必要な計画を検討、策定し、実施する。

【組織】



(2) 日頃から講じておくべき措置

ア 学校施設・設備等の点検・整備

(担当：施設・設備点検係)

- 灯油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所をはじめ校内及び校地内の施設・設備全般について点検を実施する（日常点検・定期点検・臨時点検）。
- 消防法に基づく点検・整備を実施する。
- 学校保健安全法施行規則第28・29条に基づく安全点検を実施する。

イ 防災教育の実施

(担当：防災教育係)

- ※学校安全計画へ明確に位置づける。
- 「自らの安全は自ら守る」ということを基本に、必要な知識・技能・態度の修得に主眼を置いて、教科等の時間も含めて指導する。
- 児童生徒の発達段階及び地域の地形に応じた防災教育を実施する。
- 様々な災害と多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
- 地域の危険箇所・避難所マップづくりなど、家庭、地域とともに考える防災教育を実施する。
- 防災研修を実施する。
- 「心のケア」の視点に立つ研修を実施する。

ウ	情報・連絡体制の整備 (担当：総務係)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応マニュアルを作成する。 ○円滑かつ的確な情報伝達ができる体制を整備する。 ○一元的に情報を管理できる体制を整備する。 ○学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど情報連絡体制を整備する。 ○PTAと災害時の協力体制及び緊急連絡方法を協議しておく。 ○近隣校、地域団体との連携を図る。
エ	学校安全度の評価・改善 (担当：総務係)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の点検・整備が適切に行われているか評価し、必要に応じて改善する。 ○当事者の防災リテラシーを評価し、必要に応じて改善する。 ○災害対応マニュアルが適切に機能するか評価し、必要に応じて改善する。
オ	学校非常用物資の備蓄管理 (担当：総務係)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の一部を備蓄場所として提供する場合、災害対策担当部局、教育委員会等と協議し、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について定めておく。
カ	家庭・PTA・地域との連携 (担当：防災教育係)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の機会を通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒等の動向、学校の対応などを知らせておく。 ○児童生徒が在校時に災害が発生した場合の学校への連絡方法を周知しておく。 ○夜間や休日の連絡等について協力を要請しておく。
キ	防災上必要な用品等の点検・整備 (担当：総務係)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用品は保管場所を把握し点検しておく。 ○重要書類は適切に保管しておく。 校長印、学校沿革誌、卒業証書台帳、指導要録、人事関係書類等